

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

令和七年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和七年三月十九日

川越地区消防組合管理者

森 田 初 恵

一 日 時	令和七年三月二十七日 午後一時三十分
二 場 所	川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和七年三月二十七日	一 日 間
------------	-------

△議事順序

午後一時三十分開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

村山博紀 議員

栗原瑞治 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、令和六年十月三日以降受理した監査結果を報告する。

- 四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

- 五、続いて、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

- 六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和七年三月二十七日 午後一時三十分開議

- 日程第一 会期決定について

- 日程第二 議案提出書の公表について

- 日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

- 日程第四 会議録署名議員指名について

- 日程第五 監査結果の報告について

- 日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

令和七年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

- 日程第七 議案第一号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

- 日程第八 議案第二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川

越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

- 日程第九 議案第三号 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

について

- 日程第一〇 議案第四号 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

- 日程第十一 議案第五号 令和七年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 爲水 順二 議員	第二番 小峯 松治 議員
第三番 矢内 秀憲 議員	第四番 小ノ澤哲也 議員
第五番 牛窪 喜史 議員	第六番 村山 博紀 議員
第七番 栗原 瑞治 議員	第八番 吉敷賢一郎 議員
第九番 中村 文明 議員	第一〇番 小高 浩行 議員
第一一番 小林 薫 議員	第一二番 柿田 有一 議員
第一三番 片野 広隆 議員	

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	森田 初恵
副管理者	飯島 和夫

〃	栗原 薫
会計管理者	嶋崎 鉄也
消防局長	浅見 篤
次 長	武笠 浩
〃	大谷 清秋
川越北消防署長	竹内 太
川越中央消防署長	神山 玲之
川越西消防署長	長澤 俊幸
川島消防署長	木村 寛
総務課長	落合 昭仁
予防課長	杉浦 力也
警防課長	水村 泰之
救急課長	本澤 哲
指揮統制課長	小久保 和徳
新消防庁舎建設準備室長	山本 雄一

△議場に出席した職員

書記長	黒澤 博行
書 記	田 中 尚
〃	原 田 剛
〃	竹 田 陸人

△開 会（午後二時十六分）

○小ノ澤哲也議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和七年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小ノ澤哲也議長 直ちに会議を開きます。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とするに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（原田 剛書記 朗読）

川消総発第八一九号

令和七年三月二十七日

川越地区消防組合議会 小ノ澤 哲也 様

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

議案の提出について（通知）

令和七年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例を定めることについて

四 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

五 令和七年度川越地区消防組合一般会計予算

○小ノ澤哲也議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小ノ澤哲也議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布をしておきましたので御了承願います。

川消議会発第六九号

令和七年三月十九日

川越地区消防組合管理者 森田 初恵 様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十七日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第七八九号

令和七年三月二十七日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也 様

川越地区消防組合管理者 森田 初恵

出 席 通 知 書

要求により、令和七年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

令和七年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

管理者 森田 初恵

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 嶋崎 鉄也

消防局長 浅見 篤

次 長 武笠 浩

〃 大谷 清秋

川越北消防署長 竹内 太

川越中央消防署長 神山 玲之

川越西消防署長 長澤 俊幸

川島消防署長 木村 寛

総務課長 落合 昭仁

予防課長 杉浦 力也

警防課長 水村 泰之

救急課長 本澤 哲

指揮統制課長 小久保 和徳

新消防庁舎建設準備室長 山本 雄一

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小ノ澤哲也議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会規則第八十八条の規定により、

村山 博紀 議員

栗原 瑞治 議員

を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○小ノ澤哲也議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和六年十月三日以降本日までに七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二四号

令和六年十月三日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小 林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二六号

令和六年十月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小 林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二八号

令和六年十一月二十二日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明
同 小 林 薫
定例監査及び行政監査の結果について（報告）
地方自治法第九十九条第四項及び同条第二項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査及び行政監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

令和六年十一月二十二日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小 林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三号

令和六年十二月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小 林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三五号

令和七年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三八号

令和七年二月二十日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第 六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小ノ澤哲也議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、令和六年十月二日開会の第四回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果についてを報告を願います。

令和七年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和六年十月二日開会の第四回定例会において地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関することについて審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

三月二十七日の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、建設工事の進捗状況について、防災学習施設について及び建設スケジュールについてを単独議題とし、理事者より資料を基に説明を受けました。次に、新消防指令センタールの進捗状況については、工事工程概要についてを議題とし、理事者より資料を基に説明を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、引き続き庁舎等新築工事、雨水貯留槽設置工事、訓練塔新築工事等が行われ、その施工状況等について調査する必要があることから、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査としたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和七年三月二十七日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

○小ノ澤哲也議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○小ノ澤哲也議長 申し上げます。管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

（森田初恵管理者登壇）

○森田初恵管理者 本日は私にとりまして初めての議会であり、また令和七年度の当初予算案を御審議いただく議会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

私は組合管理者として住民の皆様の見解に真つすぐ向き合い、現場第一主義で組合管内各所を見て回り、住民の皆様の共有財産である組合の情報を積極的に発信すること、聴く、見る、話すを基本姿勢として住民が安全安心を実感できるまちの実現に向け全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後の組合の運営に対し格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、御承知のとおり川越市、川島町ともに依然厳しい財政状況でございますが、令和七年度の当初予算案といたしましては、令和六年度の当初予算対比で二二・七％増の百七億八千七百十六万八千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、火災やその他災害等の初動消防力の強化を図るための救助工作車等の更新整備、救急需要の増大に対応するための高規格救急自動車の新規整備、災害情報を迅速かつ正確に把握するための通信機器の適正な維持管理及び新消防指令センター整備工事、また、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制のさらなる充実をはかるため、川越地区消防局、川越北消防署新庁舎建設工事等、各種事業を実施するものでございます。

また、令和七年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては消防局長をして説明させていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 議案第一号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第七、議案第一号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が成立し、令和七年六月一日に施行されることとなりました。これに伴い、川越地区消防組合個人情報保護の保護に関する法律施行条例、川越地区消防組合消防団条例及び川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、懲役、禁錮と規定しているものを拘禁刑とするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和七年六月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すること

に決定いたしました。

△日程第八 議案第二号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。改正の趣旨でございますが、職員の給与の改定及び給与制度の整備をするため、

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用

職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容及びありますが、人事院勧告を踏まえた消防職給料表の改定等を行うとともに、緊急消防援助隊としての業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給しようとするものです。

なお、この条例の施行期日を令和七年四月一日としようとするものです。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例を定めること
について

○小ノ澤哲也議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容及びありますが、別表の勤務年数に三十五年以上の区分を追加しようとするものです。

なお、この条例の施行期日を令和七年四月一日としようとするものです。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。
本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第 四号 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

○小ノ澤哲也議長 日程第十、議案第四号、令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案第四号

令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八百七十六万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十七億百四十八万八千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第二条 繰越明許費の追加及び変更は、「第二表繰越明許費補正」による。
（地方債の補正）

第三条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

令和七年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
議案書二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八百七十六万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十七億百四十八万八千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、三十ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、繰越明許費の補正は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を三十一ページの第二表繰越明許費補正の金額にしようとするものでございます。

第三条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、三十二ページの第三表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第三号）により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

常備消防費でございます。常備消防費一千六十六万九千円の減額は、消防車両整備及び救急高度化の推進の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費二百十九万七千円の増額は、消防署施設管理の光熱水費の価格高騰に伴い、増額しようとするものでございます。

次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費二十九万六千円の減額は、

川越市消防団消防車両整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費につきましては、財源内訳の変更をしようとするものでございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、負担金七百四十六万八千円の減額は、事業費の確定並びに特定財源の追加に伴い、消防組合負担金を減額しようとするものでございます。

次に、繰越金五百八十三万八千円の増額は、前年度剰余金の追加に伴い、増額しようとするものでございます。

次に、消防債三千三百三十五万三千円の減額は、常備消防債、非常備消防債、水利施設債及び消防局庁舎建設債の各事業費確定に伴い、減額しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防費国庫補助金二千六百二十一万五千円の増額は、緊急消防援助隊施設整備費補助金といたしまして、災害対応特殊消防ポンプ自動車等の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページにございます附表一地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はあり

ません。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第 五号 令和七年度川越地区消防組合一般会計予算

○小ノ澤哲也議長 日程第十一、議案第五号、令和七年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第五号

令和七年度川越地区消防組合一般会計予算

令和七年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ百七億八千七百十六万八千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第二条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

（一時借入金）

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、令和七年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億八千七百十六万八千円と定めようとするものでございます。

令和六年度当初予算と比較いたしますと、割合にして一二・七％、額にして十二億一千三百四十七万七千円の増額となっております。消防指令センター整備及び消防庁舎建設に係る事業費の増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を三十五ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を三十七ページの第二表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、一時借入金の借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和七年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金の総額は六十億三千六百八十五万六千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施

設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料の総額は三十八万九千円を計上いたしました。行政財産使用料に係る見込額でございます。

次に、消防手数料の総額は四百五十五万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込額でございます。四ページに移りまして、利子及び配当金は十万円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込額でございます。

次に、物品売払収入は四十一万八千円を計上いたしました。不用品売払収入に係る見込額でございます。

次に、消防寄附金一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は二千五百万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

五ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入は二千三百六十万七千円を計上いたしました。川越自警消防費に係る見込額でございます。

次に、雑入の総額は一千八百九十四万六千円を計上いたしました。支弁金といったしまして関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして職員駐車場登録料及び雑入の見込額でございます。

次に、消防債の総額は四十六億七千七百三十万円を計上いたしました。常備消防債、非常備消防債、消防局庁舎建設債及び消防指令センター整備債の各事業に係る見込額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は一千五百三十五万三千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬、旅費及び備品購入費等に係る所要額でございます。

総務管理費でございます。一般管理費の総額は四百八十八万八千円を計上いたしました。特別職の報酬、報償費及び委託料等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、公平委員会費の総額は八万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

次に、監査委員費でございます。監査委員費の総額は五十四万六千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び委託料等に係る所要額でございます。

次に、常備消防費でございます。常備消防費の総額は五十二億百八十六万八千円を計上いたしました。職員人件費、火災予防対策、消防車両整備、消防資器材整備、救急高度化及び消防通信整備等の常備消防に係る内容でございます。

九ページに移りまして、主な事業を申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費等に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

十ページに移りまして、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び住民の防火意識の高揚を図るための普及啓発等に係る所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、救助工作車等の更新整備に係る所要額でございます。

十一ページに移りまして、消防資器材整備につきましては、ドローンの新規整備等に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成、救急隊員の研修及び高規格救急自動車等の新規整備等に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、消防緊急通信指令施設保守管理業務委託に係る所要額でございます。

十二ページに移りまして、消防署活動業務費につきましては、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動資器材の整備等に係る所要額でございます。

次に、常備施設費の総額は三億四千五百九十九万円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修、消防局庁舎整備推進及び消防署施設管理の事業でございます。

主な事業を申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、川越北消防署南古谷分署屋上防水及び外壁改修工事に係る所要額であり、また、消防局庁舎整備推進につきましては、新庁舎の庁用備品及び防火服ランドリーシステムの整備などに係る所要額でございます。

十三ページに移りまして、消防局庁舎建設事業費の総額は、令和五年度から令和七年度までの継続費の最終年度分といたしまして三十四億五百九十万円を計上いたしました。消防局庁舎建設事業の庁舎棟等、造成等及び訓練塔の各事業でございます。庁舎棟建設工事、造成関連工事及び訓練塔建設工事などに係る所要額でございます。

次に、消防指令センター整備事業費の総額は、令和六年度から令和七年度までの継続費の令和七年度分といたしまして十億二十万円を計上いたしました。消防指令センター整備事業につきましては、消防指令センター整備工事などの消防指令センター整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は一億三千五百九十九万七千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団車庫改修及び消防団消防車両整備等の各事業でございます。

主な事業を申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費、新作業服の一括整備及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。消防団車庫改修につきましては、高階分団屋上外壁改修工事に係る所要額でございます。消防団消防車両整備につきましては、高階分団の消防ポンプ自動車の更新整備に係る所要額でございます。

十五ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は六千六百十五万七千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団施設管理、消防団消防車両整備及び消防団事務等の各事業でございます。

主な事業を申し上げますと、消防団消防車両整備につきましては、第五分団の消防ポンプ自動車の更新整備に係る所要額でございます。消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費、新作業服の一括整備及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は九千二百八十八万九千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は四百十二万七千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び、十七ページに移りまして、消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は二千三百六十万七千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金及び器具置場解体、その他工事等に係る所要額でございます。

次に、公債費でございます。元金の総額は三億九千九十一万六千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、利子の総額は九千八百五十四万九千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込額でございます。

次に、予備費でございます。予備費といたしまして四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、十九ページ以降にございます附表一につきましては給与費明細書、附表二

につきましては継続費に関する調書、附表三につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 令和七年度川越地区消防組合一般会計予算について、何点か質疑を申し上げます。

初めに、管理者にお伺いをします。

就任いただいて、まだ日も浅い中、先日は川越市議会がようやく閉会をした何日も空かないうちに、こうやって組合議会ということで、なかなかいろいろなことを把握したり予算の提案などには御苦労もあるだろうというふうに思います。

まず、初めに、この間、就任されて川越地区消防組合の状況をどういうふうに把握をしたのか、局長や幹部職員から説明を受けたり、予算の提案などでやり取りもあつたと思いますが、どのように把握したのかについて、一点目、お伺いしておきたいと思います。

二点目ですが、把握をした上で、管理者になつていろいろ感じたこと、思うこととあるかと思いますが、まず、一番最初の感想で結構です。どのように感じられたのか、課題等というふうに受けとめたのか、管理者になつて感じたこと、気になったことについてお伺いしておきたいと思います。

三点目ですが、御自身が感じられた後に、管理者ですので、消防の職員にいろいろな指示等を行つたりしたのかなというところが気になりました。就任をした際に

訓示等も行ったかと思いますが、そういうことも含めて消防職員に自分の考えを示したか、また何らかの指示を行ったのかどうか、この点確認のためお伺いをおきたいと思えます。

四点目は、飯島副管理者にお聞きをいたします。

先般、報道で飯島副管理者の進退についての報道を目にいたしました。長いこと組合と組合員に関わっていただいて消防行政にも長けている飯島副管理者ですが、今後、管理者も新しくなったということで管理者、副管理者の知見が変わって新しくなることに、私も少し不安も覚えています。飯島副管理者から管理者に引き継ぎたいことなどがあれば、ここでお聞きをおきたいというふうに思います。

五点目です。新年度の予算、先ほど説明をいただきました。また、消防局長から令和六年度の当組合が行ってきた事務についての報告もいただいております。なかなか現場職員が苦勞しながら業務を行っている様子なども拝見をいたしました。そこで、新年度の事業について何点かお伺いをいたします。

まず、一点目ですが、令和七年度に新たに整備する予定の主な資器材について伺います。特に、従来は協定を結んで行っていたドローンですね、これが新年度では新たに予算がついているというふうに見受けられましたけれども、ここを含めて新年度新たに整備予定の資器材についてお伺いをいたします。

続いて、もう一点、資器材とは別に職員の育成が大変重要な課題だろうというふうに思います。特に消防職員に関しては、知識、技能の習得だけでなく肉体的なトレーニングもやりながら頑張つて業務をしていただいていますけれども、昨今、消防職だけではなくて公務員の成り手不足の問題もあって、どういうふうに確保するのか、これは国家公務員でも話題になっているほどで、報道でもそういうことを聞くんですが、そこで、職員育成は大変大きな課題だろうというふうに思います。新年度の職員育成に係る新たな取組、何かあるのか、この点についてお伺いをおきたいと思えます。

以上、一回目といたします。

(森田初恵管理者登壇)

○森田初恵管理者 御答弁申し上げます。

川越地区消防組合の状況をどのように把握したかについてでございます。

川合善明前管理者からの事務引継ぎ、就任後に行った正副管理者での意見交換会、消防局長からの消防体制及び諸課題の説明、その他の日頃の意見交換などを通して消防組合の状況を把握しているところでございます。

次に、管理者になって感じたこと、気になったことにつきましては、昨今発生している災害が複雑多様であること、先日、岩手県大船渡市で発生し、当消防組合からも緊急消防援助隊として派遣しました林野火災のように、災害が大規模化していること、また、就任前から感じていた救急需要の増加でございますが、消防組合管理者に就任して、さらにその実情を深く理解したところでございます。

財政状況につきまして、川越市、川島町ともに依然厳しい状況であることから、消防予算の削減可能な部分については削減を検討せざるを得ないのではないかと感じております。今後、消防に寄せられる期待は高まり、消防の役割はより重要になると想定されることから、その責任の重さを痛感しているところでございます。

次に、消防職員に自分に考えを示したかでございますが、川越地区消防組合管理者就任式の際、消防職員に対し、私の聴く、見る、話すの三つの政治姿勢と同じ志を持って住民の方々と接していただき、お互いに信頼し合える関係を構築していただきたいと訓示いたしました。何らかの指示をしたのかということにつきましては、必要な事務事業の見直しがあれば、しっかりと行つてほしい旨、指示いたしました。

以上でございます。

(飯島和夫副管理者登壇)

○飯島和夫副管理者 柿田議員の御質問四点目、私から管理者に引き継ぎたいことについて御答弁を申し上げます。

近年の災害は大規模化、複雑多様化しております。特に川島町においては、大規模な水害が危惧されておるところでございます。このようなことから、引き続き消

防組合の消防力の強化にぜひ努めていただきたい、このように考えています。

以上でございます。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

令和七年度に新たに整備する予定の主な資器材についてでございますが、一点目に、ドローンを整備いたします。ドローンにつきましては、組合管内の事業者と情報収集活動の協力に関する協定を締結しておりますが、近年ドローンの性能向上が目覚ましいこと、また、組合で自主運行することによる迅速な災害対応が図れることから、新たに整備しようとするものでございます。運行する隊員の教育訓練等を行い、令和七年十月頃から配備を見込んでおり、火災現場や水難救助現場などで有効に活用しようとするものでございます。

二点目として、夏季の火災現場等における隊員の熱中症対策として小型の水槽を整備いたします。後方支援の一環として水を張った水槽を用意し、直接入水し体幹を冷却することで、熱中症を未然に防ぎ、安全管理対策を図ってまいります。

三点目として、新たに整備する救急車の資器材として自動心臓マッサージ機を整備いたします。この自動心臓マッサージ機を導入することで、傷病者を担架で搬送中であっても絶え間ない心臓マッサージを行うことができることから救命率の向上を見込んでおります。また、救急隊員の負担軽減につながるものと考えています。

以上でございます。

（落合昭仁総務課長登壇）

○落合昭仁総務課長 新年度の職員育成に係る新たな取組について御答弁申し上げます。

一つ目の人材育成に関する新たな取組といたしましては、人事評価の結果を活用した人材育成をさらに推進するため、令和七年度から人事評価システムの運用を開始いたします。

二つ目といたしまして、令和七年度に実施する職員研修についてでございます。

職員の研修につきましては、人材育成方針及び毎年度策定する職員研修計画に基づき実施しており、令和七年度に予定している研修の主なものといたしましては、長期の研修として、消防大学校及び埼玉県消防学校への入校、各資格取得、技能講習の実施、短期の研修として、彩の国入試センターが主催する階層別研修等の受講を予定しております。

消防大学校では各分野の指導者の育成、埼玉県消防学校では初任教育のほか消防実務の各分野の専門職員の育成、資格取得、技能講習では消防活動上必要となる資格の取得、人づくり広域連合では職員の階層毎に必要な知識、技術の習得など、分野ごとに職員に必要なスキルを身につけさせるための研修を実施する予定となっております。

令和七年度はこれら外部の研修に加え、内部研修講師養成の専門家による研修を実施し内部講師を養成していくことで、内部研修のさらなる活性化を図り、一層の人材育成を推進してまいります。

以上でございます。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の質疑を申し上げます。管理者に幾つかお聞きをしました。把握された様子と、それに基づいていろいろ感じたこと、それから職員に対してお話しされたことなど、理解をいたしました。やはり財政面では大分これから苦労しそうだというふうに感じたというところは率直なところだろうなと思います。行財政改革については、何度も言われるところなので、分からなくもありませんが、とはいえ、当組合で消防力の強化、副管理者がお話しのとおり、消防力の強化をしながら行財政改革をやるというのはなかなか大変だろうというふうに思いますので、この点については、よくよく先人たちの話を聞きながら対応していただきたいなというふうに思います。

特に、消防の職員、それから正副管理者だけでなく、議会でも多くの議員さんが一般質問等を通してそれぞれの問題意識で、どういうところということ、署所の問

題や装備の問題など多くの議員さんがお話をされています。ドローンの問題も過去に一般質問された議員もいて、必要じゃなからうかということがあって、結果として、今こういう形で整備が進むというようなことになっていきますので、機会を見て、過去の議員がどういうふうに発言したのかについても、ぜひ管理者には目を配っていただきたいというふうに、この点は申し上げておきます。

飯島副管理者については、長い間携わっていただいて本当に感謝をしております。特に川島については、大規模な水害の問題については町民の方、私から申し上げるのは差し出がましいようですが、川島にお住いの方からも心配の声、聞かれているところで、消防力の強化は、この観点から重大事だということを改めて副管理者の言葉で私も自覚した次第です。管理者もよくその点は理解をしてお対応していただくとありがたいなと思いました。

さて、新年度の資器材等について、まずお伺いをしましたが、ドローン整備について、これはこの先、運用についても御答弁ありましたが、継続して運転できる技術者を育成していくことが、運用することになると恒常的な仕事として必要になってくるだろうと思いますので、丁寧に継続してそういうことが図られたらいいなというふうに思います。ドローンをこういうふうに内製で自前で整備することは大変いい心がけですので、期待をしております。

また、職員の安全管理、熱中症が本当に夏場、特に大変そうだなというのは、見ていて感じましたが、直接入水するということで、とても原始的だけれども効果があるだろうなというふうに感じました。しかしながら、こういう対応をするということであれば、日常的な職員の鍛錬、入水して暑いところでの仕事をしながら熱中症対策で水を直接かぶるということにもなりますので、日頃の鍛錬と体には十分気をつけながら運用していただくことが大事だというふうに思います。これを運用して逆に何か事故があると大変ですので、そういうことも含めて日常の訓練を徹底していただきたいというふうに思います。その他、新たな資器材についても消防力の強化、積極的に行っていく様子、把握をいたしました。

一方で、職員の育成、新たな取組は伺いましたが、この点、特に専門職は研修がとても大事になりますよね。ですので、消防大学校のような幹部育成を含めて、各級で研修が繰り返し行われています。研修で外に出ていくと、ほかの消防組合、ほかの管轄の人たちとの接点も多くなる。いろいろ問題が起きたということが昨年あったかと思いますが、そういうことに注意をしていただきながら、しかし、緊急消防援助隊なども含めて連携を図っていくことには、いろいろなどところとコミュニケーションを取っていくこと、接点ができることは大変有効なことなので、可能な限り要望を出して、受入れたとか、どういうふうに配置をするかというのはこちらの事情だけでは済まないものもありますけれども、要望を積極的に出していただいて必要な研修をどんどんやっていただきたい。特に幹部研修など、これから中に、消防職員に内製で必要な研修が行われるように、幹部の指導も併せて徹底して行っていたかどうかというふうに感じた次第でございます。

さて、二回目、少しお伺いをいたしますが、こうした研修等をやりながら職員育成するわけですが、日常的な育成に関しては、上司と部下の関係が結構大事だろうなというふうに思います。昨今、若い職員などはそういったコミュニケーションも旧来の我々が育った環境と違う環境で育った若い職員たちも多く入ってきます。特に、厳しい現場ですので、やり取りも厳しくなるといふふうに想定されますけれども、そういうところが問題なく、それから若い職員がきちんとやりがいを持って安心して職務につけるようにコミュニケーションが重要だと思うんですが、そこで、局長にお伺いをいたします。

上司と部下のコミュニケーションについて、局長、それから幹部の皆さん、日常的に上司と部下がどのようにコミュニケーションを取っているのか、局長の日常的な感覚も含めてお話しただければありがたいなと思いますので、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

最後ですが、新庁舎の建設がいよいよ大詰めとなりました。庁舎、啓発施設も含めて市民、町民に来て見てもらうことができる施設ということもあって、ここが一

つ大きな消防組合の、当組合の注目をされる事業の一つでもあると思います。五十周年のときには、大変すばらしいPRのビデオなども作ってもらって、見ると、消防職員になりたいなというような意欲も含めて感じてもらえるようなものだったと思います。ここで、いよいよ竣工が近づいてくるわけですが、そこで、新年度こういうことに合わせて、機を捉えて、新庁舎ができることに伴って、今後、消防をどのようにPRをしていくのか、新たな考え方で、いい機会ですので、PRの何方策を準備していただくといいかたと感じましたので、この点何かお考えがあるのかお伺いをして私の質疑いたします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 上司と部下がどのようにコミュニケーションを取っているのかについて御答弁申し上げます。

コミュニケーションはその状況において、いろいろな形で図ることができると考えております。消防局長として重要視しておりますのは、コミュニケーションのきつかけでございます。きつかけを多くつくることでコミュニケーションの場が広がり、より有効的なものになると考えており、そのための方法として上司は御機嫌であること、すなわち笑顔でいること、笑顔でいれば人は寄ってきます。人が寄れば会話は生まれます。会話をすれば互いを理解することができ、知りたい情報を得ることができます。場合によっては聞きたくない情報があるかもしれませんが、信頼関係があればこそその情報であり、非常に重要であると考えており、上司から積極的状況に応じたコミュニケーションを図るよう署長等にも周知しております。

以上でございます。

（武笠 浩消防局次長登壇）

○武笠 浩消防局次長 新庁舎ができることによって、今後どのようにPRしていくのかについて御答弁申し上げます。

川越地区消防局川越北消防署新庁舎では、住民が自らの命を守るため、あらかじめ災害に備え、防災に関する知識を習得できる場としての啓発施設や、消火活動、

避難活動、救助活動などを体験できる訓練施設を整備することから、これらの施設を住民の皆様十分に活用していただけるよう、今後、組合広報紙や公式ユーチューブで積極的に広報していきたいと考えております。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 暫時休憩いたします。

午後三時十七分 休憩

午後三時二十一分 再開

○小ノ澤哲也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村山博紀議員。

（村山博紀議員登壇）

○村山博紀議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております議案第五号、令和七年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして質疑させていただきます。

予算説明書を見ますと、前年度、令和六年度の歳入歳出予算九十五億七千三百六十九万一千円と比べて約一二・七％アップ、十二億一千三百四十七万七千円増の百七億八千七百十六万八千円が令和七年度の川越地区消防組合の一般会計予算となっております。令和七年度の川越地区消防組合の一般会計予算は過去最大規模となっているとのこと。三百六十五日二十四時間体制で川越市、川島町全域の住民の安心安全のために消防活動や救急事業などの事業に当たっていただいております消防局及びそこに関連する皆様方におかれましては、日頃の活動につきましては大変感謝しており、改めまして頭の下がる思いです。

住民の生命、財産に直接関わりのある消防局における令和七年度において予算計上がされている事業などにつきまして、何点かお伺いさせていただきます。

私自身、消防議会において初めての質疑となりますので、多少稚拙な質問や皆様方は既にもう御承知の点などもあるかもしれませんが、その点に関しては御容赦願

います。

それでは、まず、一点目として、先ほど消防局長より説明があり、一部触れられてもおりましたが、確認のためお伺いいたします。令和七年度予算について、昨年度の当初予算と比較して年度当初において一二・七%増額ということで、過去最大規模の百億円を超える大きな予算となった理由とは、どういったことが起因しているのか、その主な原因につきましてお伺いいたします。

次に、二点目として、令和七年度予算の特徴について、昨年までと比べて何か特筆するような点などがあれば、お伺いいたします。

続きまして、三点目として、歳入につきまして、説明書では五ページの下段あたりにあったんですけれども、第七款一項組合債の一目消防債、常備消防事業債で川島消防署に救助工作車が配備され、二億三千三百四十万円が計上されていますが、救助工作車とはどのような車両なのか、また、川越地区消防組合管内には何台配備されているのか、現時点でどこにあるのかについてお伺いいたします。

ドローンの件につきましては、先の柿田議員の質疑の答弁で確認させていただきましたので、割愛いたします。

次に、四点目として、同じく常備消防事業債で、高規格救急自動車で名細分署では二千八十万円、高階分署では二十万円との予算計上があり、八十万円の価格差があるようですが、その違いは何かについてお伺いいたします。

五点目として、次に、非常備消防事業債ですが、川越市消防団高階分団の屋上外壁改修工事に一千二百六十万円の計上がありますが、昨年、一昨年あたりで高階分団の消防団車庫の建物の外装自体は一部きれいに改装されておりましたが、令和七年度に別途新たに消防団車庫の定期的な屋上外壁改修工事をするということですので、定期的な改修であるのだとすれば、川越地区消防組合管内の消防団車庫全般については何年に一度ぐらいのペースで改修工事をする目安となっているのかをお伺いいたします。

続きまして、六点目として、歳出について何点かお伺いさせていただきます。

説明書だと九ページあたりになりますけれども、消防局総務課の職員事務の五千二十六万五千円の需用費と二千九百九十四万五千円の委託料の詳細内容について、それぞれどういったもののなのかについてお伺いいたします。

さらに、続いて、事務管理費の三千九十六万五千円の委託料の詳細内容について、どのようなものののかについて併せてお伺いいたします。

次、七点目として、同じページの下になりますけれども、警防課の車両・資器材管理四千八百六十四万七千円の需用費の内容について、主なものはどういったものののかについてお伺いいたします。

八点目として、次のページになりますけれども、真ん中辺で、救急課の救急高度化の推進に一億五百五十五万四千円あるんですけれども、こちらの八割以上を占める備品購入費の八千六百八十七万円の主な内容について、主だったもののどのような備品があり、大まかにそれぞれの程度の予算計上となっているのかについてお伺いいたします。

九点目として、指揮統制課の消防通信整備四千二百三十二万八千円の委託料二千九百一十八千円の内容につきまして、通信整備費の具体的な内容についてもお伺いいたします。

次に、十点目として、ちょっとページ飛ぶんですが、警防課の川越市消防団消防車両整備の備品購入費三千二百二十九万七千円について、次のページになります。川島町の消防団消防車両整備の備品購入費、同じ金額ですが、三千二百二十九万七千円について、川越市、川島町各消防団の消防ポンプ自動車は、配備されてからのくらい経過をしているのか、また、備品購入費はそれぞれ車両一台の金額なのかについて確認させていただきます。

続きまして、十一ポイントとして、川越水利施設費になりますが、警防課の川越市水利施設管理六千三百六十七万九千円のうち工事請負費が千四百七十九万六千円となっています。また、負担金、補助及び交付金三千八百五十九万円について、主だった事業内容の詳細はどのようなものなのか、また、どこ工事なのかについてもお伺

いたします。

最後に、十二点目として、川越自警消防費になります。総務課の川越市自警消防隊運営事務二千三百六十万七千円のうち工事請負費二百六十万円について、どういった目的でこの工事を行うための予算計上になっているのか、具体的な工事内容と今後のスケジュール予定についてをお伺いいたしまして、以上、私からの質疑いたします。

（落合昭仁総務課長登壇）

○落合昭仁総務課長 総務課の所管する部分について御答弁申し上げます。

初めに、令和七年度予算について百億円を超える大きな予算となった理由についてでございますが、消防局庁舎建設事業、消防指令センター整備事業において継続費の最終年度となることから事業費の規模が特に大きくなったものでございます。

次に、令和七年度予算の特徴についてでございますが、増加する救急需要に対応するため高規格救急自動車の新規整備、複雑多様化する災害に対応するためドローンの新規整備、組合DXの推進のため庶務事務システム及び文書管理システムの導入が特徴となっております。

次に、高階分団屋上外壁改修工事についてでございますが、川越市消防団高階分団車庫の近年の改修につきましては、令和五年一月に漏水が確認された東面外壁のシール打ち替え修繕を行い、令和六年二月には雨どいに落ち葉等が堆積していることを確認したため、清掃及び落ち葉の堆積予防のためネットを設置する修繕を実施しております。また、消防団車庫の屋上外壁等の改修工事は、川越地区消防組合個別施設計画で、長寿命化を図ることを目的として建築から二十年を経過した消防団車庫の改修を計画しております。このことから高階分団につきましても建築から二十年を経過しているため、性能回復を目的とした定期的な工事を実施するものでございます。

次に、職員事務需用費の五千二十六万五千円と委託料の二千九百九十四万五千円並びに事務管理費の委託料三千九十六万五千円の詳細な内容についてでございます

が、まず、職員事務の需用費について主なものは、被服費で防火服や活動服などの個人防火装備品、また被服等を消防吏員に貸与または支給するためのものでございます。防火服及び防火帽につきましては、令和七年度は五か年の更新計画の四年目となっております。八十名分を計上させていただいております。

次に、職員事務の委託料の内容でございますが、まずDX推進事業の一つでもある庶務事務システムの構築及び運用業務委託でございます。これは今まで毎月集計に時間を要している職員の勤怠管理、時間外勤務、休暇の申請に加え、服務に関する各種届出等の事務作業を、ICT技術を活用したシステムを導入することで事務の簡素化を図ることを目的として計上をさせていただいたものでございます。また、全ての職員に対する健康診断、ストレスチェックなどの労働安全衛生法に基づき実施する衛生関係事業が委託料の主なものとなっております。その他いたしましては、消防活動に必要な大型自動車免許、潜水士、小型船舶などの職員の資格取得に関する講習の業務委託などでございます。

次に、事務管理費の委託料三千九十六万五千円につきましては、文書管理システム構築及び運用業務委託でございます。文書管理システムの内容といたしましては、公文書の收受から起案、決裁、施行、保管及び廃棄までを一元管理し、公文書を適正に管理でき、電子化により紙の削減及び事務の効率化を図ることのできるシステムでございます。

次に、川越市自警消防隊運営事務二千三百六十万七千円のうち工事請負費二千六百十万円について、具体的な工事内容と今後のスケジュールにつきましては、令和七年度は五件の工事請負費を計上しており、いずれも川越市に寄附採納された器具置場等を撤去するための解体工事でございます。このうち四件につきましては、既に解散した自警消防隊及び今年度末で解散する予定の自警消防隊に係る撤去工事で、旧砂久保自警消防隊の器具置場及びホース乾燥塔の解体撤去、旧伊佐沼自警隊の器具置場及び火の見やぐらの解体撤去、旧下松原自警消防隊及び旧砂自警隊の火の見やぐらの解体撤去でございます。残り一件につきましては、活動中の自警隊に係る

工事で、福田自警消防隊より火の見やぐらの撤去の要望があったため、解体工事を行うものがございます。具体的なスケジュールにつきましては、関係機関と調整し、令和七年度中に順次実施する予定でございます。

以上でございます。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長 警防課所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、救助工作車とはどのような車両なのか、また、川越地区消防組合には何台配備されているかについてでございますが、救助工作車は、様々な救助活動を行うためウインチ、クレーン、照明装置を装備し、救助資機材を積載した車両で、救助隊が運用しています。当組合では三台保有しており、現在は川越中央消防署、川越西消防署名細分署及び川島消防署に配備してございます。

次に、車両資機材管理の四千八百六十四万七千円の需用費の内容についてでございますが、主に燃料費と修繕料でございます。燃料費は消防車両等の燃料費、修繕料は消防車両等の維持管理に係る法定点検費用や修繕費でございます。

次に、川越市、川島町各消防団消防ポンプ自動車は、配備されてからどのくらい経過しているのか、また、備品購入費は車両一台の金額なのかについてでございますが、川越市消防団高階分団及び川島町消防団第五分団の各消防ポンプ自動車は、ともに平成二十一年六月に購入してから十六年二か月が経過しております。備品購入費でございますが、各消防ポンプ自動車一台の更新の金額でございます。消防ポンプ自動車の更新に係る費用については、車両本体のほか消防車両として消防ポンプ、赤色警光灯などの装置の取付けを含んだ製作費用、ホース延長資機材などの装備品を含んだ費用でございます。

次に、川越市水利施設管理のうち、工事請負費と負担金、補助金及び交付金に関する主だった事業についてでございますが、工事請負費につきましては、川越地区消防組合防火水槽の整備に関する要綱に基づき四基の防火水槽の撤去を計画していることから、撤去工事に係る工事費千四百七十九万六千円を計上してございます。

四基の内訳としましては、大字砂新田地内及び大字小中居地内の十立方メートル未満の防火水槽を二基、大字渋井地内の二十七立方メートル防火水槽を一基、南通町地内の十五立方メートル防火水槽の一基でございます。

最後に、負担金、補助金及び交付金についてでございますが、川越市上下水道管理者に対し支出する消火栓の消防施設維持管理費負担金三千四百二十九万円と南通町の防火水槽撤去に伴う配水補助管改良工事及びガス埋設管改良工事に係る工事負担金四百三十万円を計上してございます。

以上でございます。

（本澤 哲救急課長登壇）

○本澤 哲救急課長 所管事務について御答弁申し上げます。

名細分署及び高階分署の高規格救急自動車の八十万円の価格差についてでございますが、名細分署の高規格救急自動車については、既存車両の更新のため既存の高規格救急自動車に積載している車両無線設備を更新車両に転載する費用として八十万円を計上しているものでございます。高階分署の高規格救急自動車については、新規整備車両のため車両無線設備は消防指令センター整備事業費により新規取付けをすることから八十万円の金額差となっております。

次に、救急高度化の推進の備品購入費について主な内容でございますが、高規格救急自動車二台分で四千五百六十万円、高度救命処置用資機材二台分で三千八百万円、高度救命処置シミュレーター人形一体で二百三十万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

（小久保和徳指揮統制課長登壇）

○小久保和徳指揮統制課長 所管事務について御答弁申し上げます。

消防通信整備委託料二千九百一十八千円の具体的な内容についてでございますが、一一九番通報に係る電話通訳業務委託及び消防緊急通信指令施設保守管理業務委託でございます。一一九番通報に係る電話通訳業務委託の内容につきましては、外国

人からの一一九番通報並びに災害現場において迅速に対応するための通訳業務でございます。消防緊急通信指令施設保守管理業務委託の内容につきましては、現行の消防緊急通信指令施設を常に安定稼働させるための業務委託でございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○小ノ澤哲也議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記に朗読させます。

(原田 剛書記朗読)

川消総発第八二〇号

令和七年三月二十七日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

追加議案の提出について(通知)

令和七年本組合議会第一回定例会に、次の追加議案を提出いたします。

記

- 一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 二 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○小ノ澤哲也議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました二件を日程第十二及び日程第十三として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第十二 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

いて

○小ノ澤哲也議長 日程第十二、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市的新町十二番地四

風 間 清 司

昭和二十七年七月二十三日生

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明(管理者)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

(森田初恵管理者登壇)

○森田初恵管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任に

つき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員、風間清司氏が本年四月一日をもって任期満了となりますが、ここに同氏を再任したいと考えますので、地方公務員法九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めるものでございます。

同氏は昭和二十七年生まれで川越市の場新町に御在住であります。昭和五十二年に川越市に就職され、総合政策部副部長、政策財政部長等の要職を経て、川越市副市長を務められ、また、令和三年四月から本組合公平委員会委員としてその職に当たられている、人格は高潔で優れた識見を有する方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入ります。

これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程第一三 同意第二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十三、同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第二号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市野田町一丁目十一番地百二十三

清水京子

昭和二十六年二月十四日生

令和七年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 森田初恵

△提案理由の説明（管理者）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（森田初恵管理者登壇）

○森田初恵管理者 ただいま上程になりました同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員、清水京子氏が本年四月一日をもって任期満了となりますが、ここに同氏を再任したいと考えますので、地方公務員法九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めるものでございます。

同氏は昭和二十六年生まれで川越市野田町一丁目に御在住であります。平成七年五月に川越市市議会議員に御当選されて以降、平成二十七年五月まで二十年にわたり務められ、この間、副議長、文教常任委員会委員長、厚生常任委員会副委員長等を歴任され、また、令和三年四月から本組合公平委員会委員としてその職に当たられていて、人格は高潔で優れた識見を有する方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入ります。

これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△議員提出議案提出

○小ノ澤哲也議長 提出者、小峯松治議員、賛成者、矢内秀憲議員ほか九人の議員より議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてが提出されました。所定の手続は整っております。よって、これを日程第十四として日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

△日程追加

日程第一四 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十四、議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会の個人

情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

（原田 剛書記朗読）

議員提出議案第一号

川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和七年三月二十七日提出

提出者	川越地区消防組合議員	小峯松治
賛成者	同	矢内秀憲
同	同	牛窪喜史
同	同	村山博紀
同	同	栗原瑞治
同	同	吉敷賢一郎
同	同	中村文明
同	同	小高浩行
同	同	小林薫
同	同	柿田有一
同	同	片野広隆

△提案理由の説明（小峯松治議員）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（小峯松治議員登壇）

○小峯松治議員 ただいま上程になりました議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、

提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項に係る規定の整理及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う字句の改正をするともに、その他所要の規定を整備するものでございます。

なお、この条例の施行期日は、一部を除き、公布の日とするものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定をいたしました。

△閉 会

○小ノ澤哲也議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時五十二分 閉会

△会議の結果

日程第一	会期決定について 本日一日間と決定した。
日程第二	議案提出書の公表について 議案提出書を公表した。
日程第三	地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について 出席者の一覧を配布した。
日程第四	会議録署名議員指名について 議長指名のとおり決定した。
日程第五	監査結果の報告について 監査結果の提出について報告した。
日程第六	消防庁舎及び訓練施設等に関することについて 委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。
日程第七	議案第一号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて 原案可決
日程第八	議案第二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決
日程第九	議案第三号 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決
日程第一〇	議案第四号 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三

号)

原案可決

日程第一 議案第 五号 令和七年度川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第二 同意第 一号 公平委員委員の選任につき同意を求めることについて

同意

日程第三 同意第 二号 公平委員委員の選任につき同意を求めることについて

同意

日程第四 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

いて

原案可決